



報道関係者 各位



令和4年10月20日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話)018-862-6683

転倒災害防止プロジェクトチーム会議の開催について

秋田労働局（局長 川口秀人）は、職場における転倒災害を減少させるため、下記により転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催します。

秋田労働局では、従来から職場における転倒災害防止対策について、毎年重点事項を示してその予防対策に取り組んできたところです。さらに、平成24年からは「転倒災害防止プロジェクトチーム」を設置し、各労働災害防止団体と連携して転倒災害防止対策を推進してきました。

しかし、秋田県内における令和3年の職場における転倒災害による休業4日以上を負傷者数は346人となっており、全産業の負傷者数1220人のうち、転倒災害に占める割合は28.4%と、過去10年において最多となったことから、今年5月18日に緊急の転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催し、労働局長から関係団体に対して転倒災害減少に向けた緊急要請の実施や、5月から11月を転倒防止キャンペーン期間としたリーフレットの作成及び、労働局や県内各労働基準監督署における各種指導等において周知しました。（別添、資料1）。

このような状況を踏まえ、5月に実施した緊急会議以降の転倒災害の発生状況や今後の活動内容を協議するため、秋田労働局（局長、川口秀人）では、毎年降雪期前に実施している定例の転倒災害防止プロジェクトチーム会議を下記により開催します。

また、この会議内において、資料2による「転倒災害防止キャンペーン～秋田の冬は転ばない～」と題したキャンペーン（案）を提案し、令和4年12月～令和5年2月までを取組期間として、関係団体への要請や、各労働基準監督署において実施する講習会や各種指導を行う機会に、事業者に対して転倒災害防止対策実施に向けた指導及び周知を行うことについて協議することといたしています。

報道機関の皆様には、転倒災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。

I 転倒災害防止プロジェクトチーム会議

1. 日時：令和4年10月21日（金）10時～12時
2. 場所：秋田第二合同庁舎1階会議室（秋田市山王7-1-4、气象台の入居している合同庁舎です）
3. 会議次第：転倒災害発生状況について
転倒災害防止キャンペーンについて
令和4年版 転倒防止ポスター（案）について（資料3）
// 転倒防止壁新聞（案）について（資料4）



II キャンペーン期間と転倒防止対策の留意点

1. 期間：令和4年12月1日～令和5年2月28日
2. 実施すべき事項
 - ① ニット帽など帽子の着用で、万が一転倒した時にすり傷（擦過傷）等の予防になります。
 - ② ほんの少し前傾姿勢を保つことで、足元をすくわれて後頭部を強打するケガを防げます。
 - ③ リュックサックやショルダーバッグを使用することで両手に物を持たない状態にして、体のバランスを保ちやすくなります。
 - ④ 足元をライトで照らすことで、暗い通路でもくぼみや段差等が確認できて転倒防止につながります。（ネックライトを装着すると両手フリーになってより効果的）
 - ⑤ 手袋の着用は防止と同様に、万が一転倒した時のすり傷（擦過傷）等の予防になります。
 - ⑥ 転倒防止対策の基本対策として、冬期間は滑りにくい靴を着用しましょう。
 - ⑦ 歩行時にかかとから着地すると滑りやすくなりますので、靴底全体で着地するようなイメージで歩いてみましょう。
 - ⑧ 大股で歩くと、ツルっとした時バランスを崩しやすくなります、いつもよりほんの少し歩幅を小さくして歩いてみましょう。

III その他の実施事項

1. 秋田労働局作成による転倒災害防止ポスター（案）（資料3）及び転倒災害防止壁新聞（案）（資料4）を県内の商工会・商工会議所、食品スーパー・ホームセンター及び家電量販店等の多店舗展開企業、飲食店、ホテル旅館、社会福祉施設、社会福祉協議会、靴販売店に対して掲示依頼（1,609箇所）
2. 県内各市町村作成の広報誌への「転倒災害防止」に関する記事の掲載依頼（県内全市町村）
3. 秋田労働局ホームページに上記取り組みの掲載
4. 令和4年12月から令和5年2月までに、各労働基準監督署で実施する講習会、各種指導時にキャンペーン資料により転倒災害防止対策に対する指導

◎関係資料

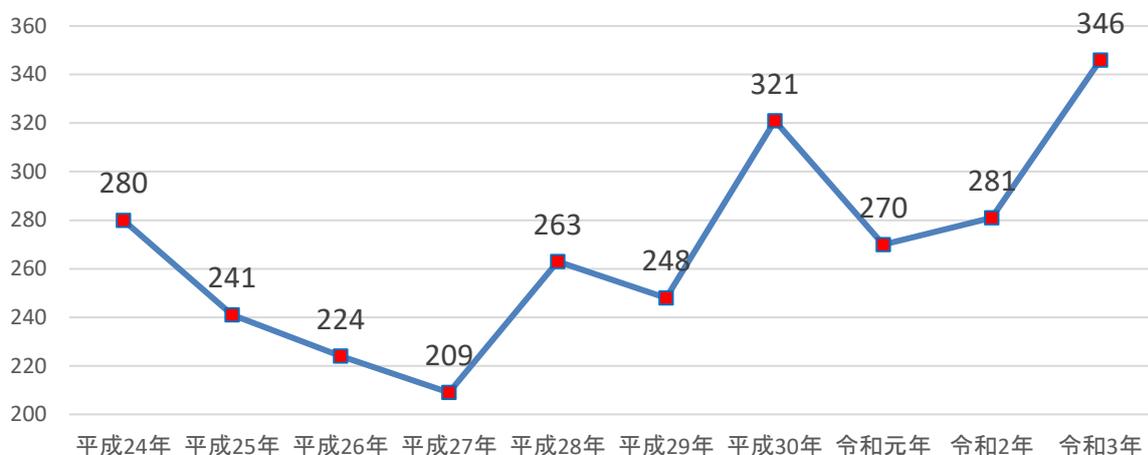
- 資料1 転倒災害発生状況
- 資料2 キャンペーンリーフレット『転倒災害防止キャンペーン～秋田の冬は転ばない～』
- 資料3 転倒災害防止ポスター（案）（令和4年版）
- 資料4 転倒災害防止壁新聞（案）（令和4年版）

転倒災害発生状況

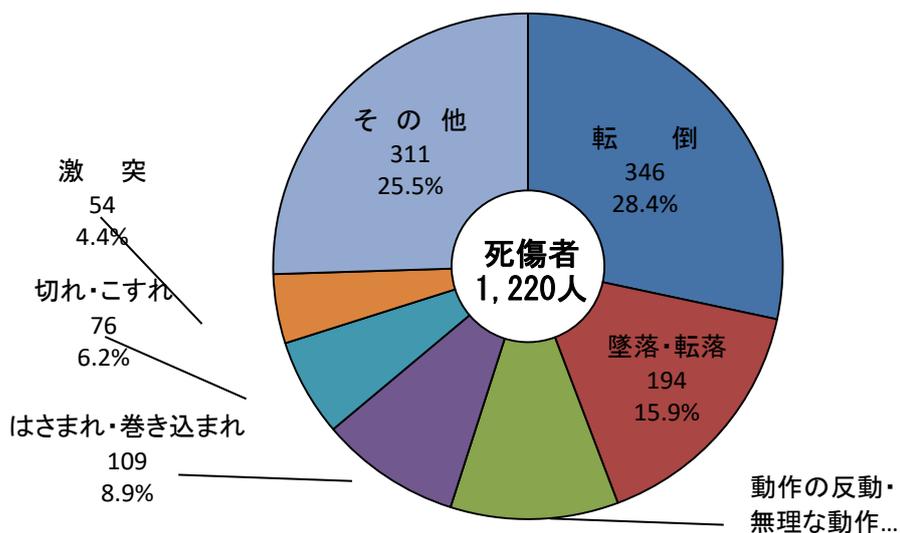
資料1

秋田労働局

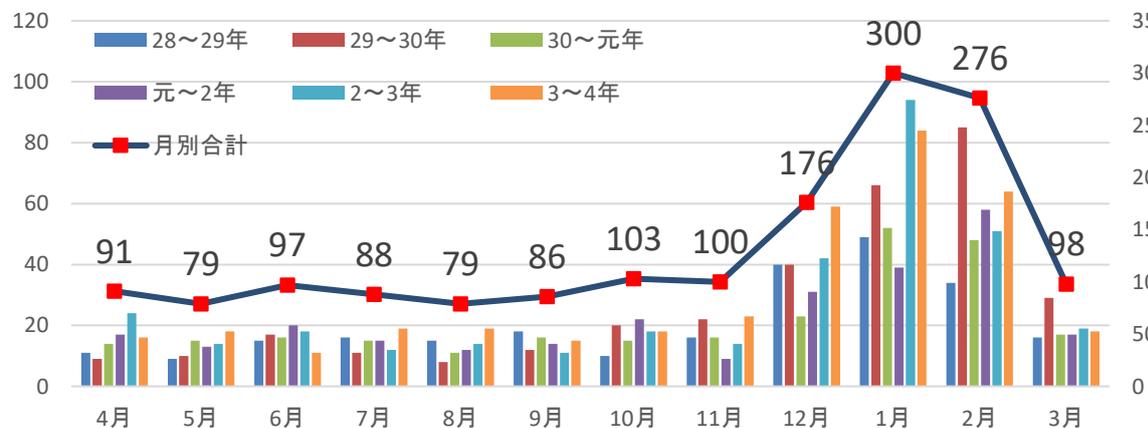
① 転倒災害発生推移



② 令和3年事故の型別発生状況



③ 転倒災害 月別発生状況(平成28年度～令和3年度)



秋田の冬は

転ばない

資料 2



おっとっと！
Safe! Safe!

転倒災害防止キャンペーン
令和4年12月～令和5年2月

ニット帽

(転倒時の緩衝)

少し前傾姿勢

(足元すくわれるのを防ぐ)

足元点灯

(ネックライトも有効)

(リュックなどで)
両手フリー

手袋着用

(転倒時の緩衝)

**滑りにくい靴
の着用**

平面着地

(のように歩行)

**ちょっとだけ
小幅で歩行**

STOP! 転倒災害



秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム

これで秋田の冬は転ばないはず

～転倒しないor転倒してもケガをしにくい対策～



1. ニット帽など帽子の着用で、万が一転倒した時にすり傷（擦過傷）等の予防になります。
2. ほんの少し前傾姿勢を保つことで、足元をすくわれて後頭部を強打するケガを防げます。
3. リュックサックやショルダーバッグを使用することで両手に物を持たない状態にして、体のバランスを保ちやすくなります。
4. 足元をライトで照らすことで、暗い通路でもくぼみや段差等が確認できて転倒防止につながります。（ネックライトを装着すると両手フリーになってより効果的）
5. 手袋の着用は帽子と同様に、万が一転倒した時のすり傷（擦過傷）等の予防になります。
6. 転倒防止対策の基本対策として、冬期間は滑りにくい靴を着用しましょう。
7. 歩行時にかかとから着地すると滑りやすくなりますので、靴底全体で着地するようなイメージで歩いてみましょう。
8. 大股で歩くと、ツルっとした時バランスを崩しやすくなります、いつもよりほんの少し歩幅を小さくして歩いてみましょう。



左の二次元コードから動画が視聴できます
 ▶ 転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
 （厚生労働省リンク）
 約3分間のYouTube動画です。体操は足腰の筋力などが鍛えられ継続した取組が効果的です。



左の二次元コードから動画が視聴できます。
 ▶ 『雪と労働災害～転倒災害を防ぎましょう！』
 （秋田労働局公式YouTube動画）
 社員の安全教育などに、ご活用ください。



左の二次元コードから資料がダウンロードできます。
 ▶ 転倒災害防止用【注意表示板】
 （秋田労働局HP「STOP!転倒災害プロジェクト」）
 事業場内の転倒危険箇所に掲示して下さい。



秋田の冬は 転ばない

資料3



おっとっと!
Safe! Safe!

ニット帽

(転倒時の緩衝)

少し前傾姿勢

(足元すくわれるのを防ぐ)

足元点灯

(ネックライトも有効)

(リュックなどで)
両手フリー

手袋着用

(転倒時の緩衝)

**滑りにくい靴
の着用**

平面着地

(のように歩行)

**ちょっとだけ
小幅で歩行**

転倒注意



危険箇所への
「見える化」
掲示もお願い
します

転倒防止動画が視聴できます

▼秋田労働局公式YouTube動画▼

『雪と労働災害～転倒災害を防ぎましょう!』

社員の安全教育などに、ご活用ください。



秋田ではたらく

L a b

STOP! 転倒災害



秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム

転倒防止新聞

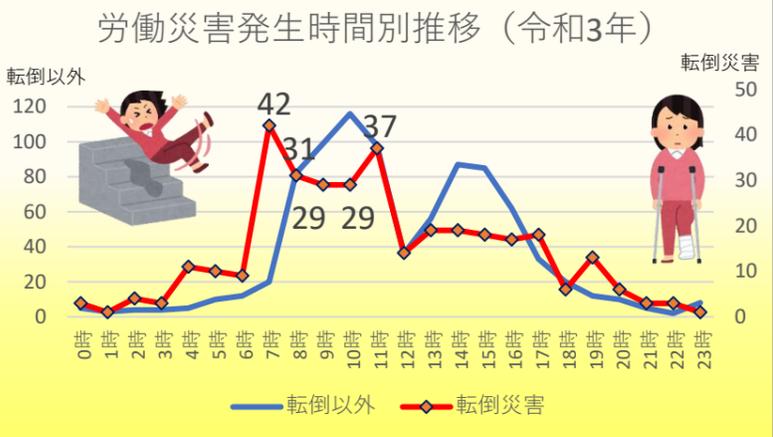
発行：2022.11
秋田労働局
健康安全課
秋田市山王7-1-3
Tel.018-862-6683
Vol.4

要注意の午前7時 出勤時 要警戒

転倒災害は7時から11時に集中!!

秋田県内における令和3年の転倒災害による負傷者数は346人となり、過去の統計において把握している中で最多となりました。

特に令和3年12月から4年3月までにおける冬期間での路面凍結等による転倒災害が多発し、秋田県内では158人が転倒により休業4日以上を負傷しました。



これは、令和3年12月中旬にまとまった降雪が根雪となり、令和4年3月まで積雪のある状態が続いたことや、周期的にまとまった降雪が続いたことから、転倒災害が増加したものです。

出勤直後は要注意

上のグラフは、転倒災害と転倒災害以外の労働災害の発生時間を表した推移グラフになります。転倒災害以外の労働災害は10時や14時頃に発生している状況がグラフから見えますが、転倒災害は圧倒的に午前中の7時から11時の間に多発しており、特に1日の中でも7時代は最も多く転倒災害が発生しております。会社の駐車場から建物までの移動中に転倒するケースが目立っており、車を降りた直後や、除雪車による除雪後のツルツルした通路により転倒しています。

屋外の転倒防止対策は難しい面もあり、特に冬期間は除雪の実施、危険箇所への注意表示及び融雪剤の散布など、出来る対策を継続して対策をお願いします。

転んでもケガをしにくい身体づくり

転倒防止体操で筋力アップ

転倒災害において20歳代と、50歳以上の方が同じように転んだ場合、20歳代は打ち身程度で済むものも、50歳以上の方は骨折によって休業災害となる場合があります。加齢により、瞬発力・反射神経・骨密度などの低下によりケガのしやすい状態となります。



このようなことから、転倒してもケガをしにくい体力作りも、転倒災害によるケガの防止対策にもなります。また、転倒防止体操を実施している場合と、実施していない場合のケガの発生率も大きく変わることが分かっています。体幹や基礎体力を鍛えて転んでもケガをしにくい体力作りに取り組みましょう。

また、厚生労働省において進める「転倒防止プロジェクト」内において「転倒・腰痛予防」「いきいき健康体操」を紹介しています。約4分間のYouTube動画になります。体操は足腰の筋力などが鍛えられ継続した取組が効果的です。

安全第一 グリーンクロス君

ねえ！クロス君 転倒防止の「5S」って知ってる？
僕は防災防止の妖精だよ！それは知ってるよ

1.整理のS
2.整頓のS
3.清掃のS
4.清潔のS
そして5.緑のSだよ!!

残念！最後のSは「照明」のSで～す
んなわけねえ～だろ！

電気が点いたら段差が見えたあ～
「照明」大事だね



上の二次元コードから動画が視聴できます

★豆知識コーナー★

転倒防止の5Sはこれ↓

①「整理=SEIRI」

不要物は撤去！
何を捨てる？

②「整頓=SEITON」

決めた場所に戻す！

③「清掃=SEISOU」

作業場所の油や水分除去！

④「清潔=SEIKETSU」

清掃状態を保持しよう！

⑤「照明=SYOUMEI」

最後の[S]は照明の確保！

転倒防止には「5Sを推進」

整理・整頓、最後のSは？

一般的に「5S」とは、整理（SEIRI）、整頓（SEITON）、清掃（SEISOU）、躰（SHITSUKU）のローマ字表記の頭文字の5つの「S」から、職場環境の維持改善を保持するための安全衛生活動として取り組まれています。

しかし、転倒災害防止の5Sは整理（SEIRI）、整頓（SEITON）、清掃（SEISOU）、清（SEIKETSU）の4番目までは同じですが、5番目の「S」に照明

「SYOUMEI」を推進することにより、作業環境における照度の確保を実施することで、段差やくぼみ箇所・水や油でぬれている箇所等を事前に確認して転倒防止につなげることが出来ます。東日本大震災以降、節電が推奨される状況が続いており、作業場所や通路での適切な照度の確保は転倒防止対策に非常に有効です。特に人感センサー付きの照明は節電にもつながりますので

業務災害と通勤災害の違い

労災保険には「業務災害」と「通勤災害」といった、二種類の給付方法があります。

大きな違いは「業務災害」には事業者責任がありますが、「通勤災害」は事業者責任を問いません。労災保険の取り扱いとして、会社敷地内の災害は、業務中といった取り扱いとなるため「業務上災害」となり、タイムカードを押す前や作業開始前であっても、敷地内における駐車場や通路での転倒災害は業務上災害となります。

転倒災害の発生場所として、自家用車から降りた直後や、建物から外に出た直後など歩行環境が変化した場合や、通路など踏み固められた場所が凍結するなして転倒する事例が多くなっております。事業者責任がある以上、屋外への照明の設置や、通路の確保及び整備は事業者が実施する必要があります。

編集後記

令和3年の転倒災害は過去最多となりました。これをやれば防げるといった対策はありません。各事業場に適した設備改善と不安全行動を少なくすることが無災害の近道となります。（健康安全課）

